

別 冊

平 成 20 年 度

大阪市健全化判断比率等審査意見書

監 第 39 号

平成 21 年 9 月 1 日

大阪市長 平松 邦夫 様

大阪市監査委員 多賀谷 俊 史

同 金子 光 良

同 高橋 敏 朗

同 高瀬 桂 子

平成 20 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条及び第 22 条の規定により、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に関する書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出する。

目 次

平成 20 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

	頁
第1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について.....	1
第2 審査の対象.....	1
第3 審査の方法.....	2
第4 審査の結果.....	2
1 意 見.....	2
2 健全化判断比率の分析等.....	3
(1) 実質赤字比率について.....	3
(2) 連結実質赤字比率について.....	4
(3) 実質公債費比率について.....	5
(4) 将来負担比率について.....	6
3 資金不足比率の分析等.....	9

凡 例

- 1 文中に用いる金額は千円単位で表示し、原則として単位未満を四捨五入している。
- 2 文中に用いる比率(%)は、国の算定基準に基づいている。

(別紙)

平成 20 年度大阪市健全化判断比率等審査意見

第 1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく審査について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）等の規定に基づき、市長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）及び資金不足比率並びにそれらの算定基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率及び資金不足比率を議会に報告し、かつ公表しなければならないとされている。これらの規定に基づき、監査委員として、健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査のうえ、市長に対して「健全化判断比率等審査意見」を提出するものである。

第 2 審査の対象

次表各会計等の平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率 4 指標及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

(健全化判断比率等の対象)

区分		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率					
地方公共団体	一般会計	一般会計	↑	↑	↑	↑					
		土地先行取得事業会計									
		母子寡婦福祉貸付資金会計									
		心身障害者扶養共済事業会計									
		公債費会計									
	公営事業会計	駐車場事業会計									
		有料道路事業会計									
		国民健康保険事業会計									
		老人保健医療事業会計									
		介護保険事業会計									
		後期高齢者医療事業会計									
		公営企業会計					法適用	自動車運送事業会計			
	高速鉄道事業会計										
	水道事業会計										
	工業用水道事業会計										
	法非適用						市民病院事業会計				
							中央卸売市場事業会計				
							港営事業会計				
							下水道事業会計				
		食肉市場事業会計									
		市街地再開発事業会計									
	一部事務組合・広域連合										
	地方公社・第三セクター等										

第3 審査の方法

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類の計数については、平成 20 年度各会計決算審査と併行して審査した。また、その算定状況について関係所管局長から聴取した。

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類については、いずれも適正に作成されているものと認められた。

審査意見及び健全化判断比率等の分析等は次のとおりである。

1 意見

次表のとおり健全化判断比率 4 指標については、早期健全化基準を下回っているが、本年 7 月の「中期的な財政収支概算」では、予想を上回る景気悪化の影響により、現状のままでは実質赤字比率が平成 26 年度には早期健全化基準を、平成 27 年度には財政再生基準を超え、平成 30 年度には累積赤字額が約 2,600 億円となる見通しで、平成 22 年度以降 9 年間で更に年平均 290 億円の収支改善の必要性が報告されている。今後、土地信託事業や特定調停団体等の財務リスクを考慮すれば、財政収支の見通しはより一層厳しさを増すものと見込まれることから、全市を挙げて、厳正な予算執行に努めることはもとより、財政の再建に向けた取組が急務となっている。

資金不足比率については、中央卸売市場事業会計において 198.7%(前年度 194.0%)となっており、経営健全化基準(20.0%)を上回っていることから、平成 21 年度内に経営健全化計画を定めなければならない。当該計画に基づき経営健全化を着実に達成されたい。また、自動車運送事業会計において 6.0%(前年度 29.8%)、市民病院事業会計において 8.8%(前年度 39.1%)と経営健全化基準(20.0%)を下回っているものの、依然として資金不足を生じていることから、その解消に向けた取組を一層進められたい。

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
健全化判断比率	-	-	10.7	245.7
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	400.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額が発生していない場合は「-」を記載している。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準については、平成 20 年度決算及び平成 21 年度決算は 40%、平成 22 年度決算は 35%とする経過措置が設けられており、平成 23 年度決算以降は 30%となる。

平成 20 年度決算に基づく資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
自動車運送事業会計	6.0
高速鉄道事業会計	-
水道事業会計	-
工業用水道事業会計	-
市民病院事業会計	8.8
中央卸売市場事業会計	198.7
港営事業会計	-
下水道事業会計	-
食肉市場事業会計	-
市街地再開発事業会計	-

経営健全化基準	20.0
----------------	------

(注) 資金不足額がない場合は「-」を記載している。

2 健全化判断比率の分析等

(1) 実質赤字比率について

実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

一般会計等の実質収支額は、歳入総額（純計）2,172,186,082 千円から歳出総額（純計）2,169,923,943 千円を差し引いた歳入歳出差引額 2,262,139 千円から翌年度に繰り越すべき財源 1,813,376 千円を差し引いたもので、448,763 千円の黒字となっており、前年度と同様に実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、実質収支額が会計間の重複を控除したうえで正確に計上されているか、また、翌年度に繰り越すべき財源が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\text{(実質赤字比率)} [\quad] = \frac{\text{(一般会計等実質赤字額)} [\quad]}{\text{(標準財政規模)} 742,722,152 \text{ 千円}}$$

(一般会計等実質収支額及び実質赤字比率)

(単位：千円)

項 目	平成 20 年度	平成 19 年度	差引増 減
歳 入 総 額 (純 計)	2,172,186,082	2,160,953,102	11,232,980
歳 出 総 額 (純 計)	2,169,923,943	2,156,950,196	12,973,747
歳入歳出差引額 = -	2,262,139	4,002,906	1,740,767
翌年度に繰り越すべき財源	1,813,376	3,568,831	1,755,455
一般会計等実質収支額 -	448,763	434,075	14,688
標準財政規模	742,722,152	744,440,054	1,717,902
実質赤字比率			

標準財政規模とは、地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、市税等の標準税収入額等 700,923,777 千円に普通交付税等 16,176,680 千円及び臨時財政対策債発行可能額 25,621,695 千円を加えたもので、742,722,152 千円となっている。

(2) 連結実質赤字比率について

連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

連結実質収支額は、一般会計等実質収支額 448,763 千円に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計の実質収支額を加え、さらに、公営企業会計の法適用及び法非適用企業の資金不足・剰余額を加えたもので、36,455,889 千円の黒字となっており、前年度と同様に連結実質赤字額は発生していない。

審査にあたっては、一般会計等の実質収支額及び公営企業会計の資金不足・剰余額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

$$\begin{array}{l}
 \text{(連結実質赤字比率)} [\quad] = \frac{\text{(連結実質赤字額)} [\quad]}{\text{(標準財政規模)} 742,722,152 \text{ 千円}}
 \end{array}$$

(連結実質収支額及び連結実質赤字比率)

(単位：千円)

会 計 名		平成 20 年度	平成 19 年度	差引増 減	
一般会計等		448,763	434,075	14,688	
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	駐車場事業会計	0	0	0	
	有料道路事業会計	0	0	0	
	国民健康保険事業会計	36,361,489	38,573,749	2,212,260	
	老人保健医療事業会計	169,820	2,885,168	3,054,988	
	介護保険事業会計	4,354,697	3,120,568	1,234,129	
	後期高齢者医療事業会計	296,612		296,612	
公 営 企 業 会 計	法適用企業	自動車運送事業会計	1,102,976	5,730,556	4,627,580
		高速鉄道事業会計	35,411,050	29,399,522	6,011,528
		水道事業会計	29,798,645	24,564,906	5,233,739
		工業用水道事業会計	3,301,098	2,734,163	566,935
		市民病院事業会計	2,865,358	12,337,127	9,471,769
		中央卸売市場事業会計	12,658,410	12,565,609	92,801
		下水道事業会計	15,663,437	13,321,050	2,342,387
		港営事業会計	0	0	0
	法非適用企業	食肉市場事業会計	0	0	0
	市街地再開発事業会計	0	0	0	
合 計 (連結実質収支額)		36,455,889	1,482,075	34,973,814	
標準財政規模		742,722,152	744,440,054	1,717,902	
連結実質赤字比率					

(3) 実質公債費比率について

実質公債費比率とは、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。これは、平成18年4月に地方債制度が許可制度から協議制度へ移行したことに伴い導入された元利償還の水準を測る指標であり、実質公債費比率の過去3か年間の平均が18%以上になれば、国の許可制度のもとで地方債の発行を行うことになる基準である。

平成18年度、平成19年度及び平成20年度の3か年の実質公債費比率を平均した結果、10.7%となり、早期健全化基準（25.0%）及び財政再生基準（35.0%）を下回っている。

審査にあたっては、準元利償還金が正確に計上されているか、地方債償還額に充当した都市計画税等の特定財源が正確に計上されているか、また、基準財政需要額に算入された公債費が正確に計上されているかを主眼として実施した。

(実質公債費比率)

実質公債費比率	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
	13.0%	11.6%	10.7%	9.7%
平成19年度実質公債費比率 (3か年平均)	11.8%			
平成20年度実質公債費比率 (3か年平均)		10.7%		

平成20年度の実質公債費比率は次の算式のとおり算定されている。

	(119,643,121千円 + 129,824,439千円)		(70,308,940千円 + 118,182,180千円)
平成20年度	(地方債の元利償還金 + 準元利償還金)	-	(特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
(実質公債費比率) =	-----		
9.7%	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)
	742,722,152千円		118,182,180千円

地方債の元利償還金は、一般会計等の公債費の元利償還額である。

準元利償還金は、一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるものなどである。

特定財源は、都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税及び地方債償還額に充当した住宅使用料等である。

元利償還金及び準元利償還金に係る基準財政需要額算入額とは、普通交付税の算定基礎に算入された元利償還金及び準元利償還金である。

(4) 将来負担比率について

将来負担比率とは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

将来負担額 4,222,641,938 千円から充当可能財源等 2,687,909,107 千円を差し引いたものを、標準財政規模 742,722,152 千円から普通交付税に算入される公債費の額 118,182,180 千円を差し引いたもので除した結果、将来負担比率は、245.7%と前年度（263.8%）より 18.1 ポイント改善し、前年度と同様に早期健全化基準（400.0%）を下回っている。

審査にあたっては、債務負担行為に基づく支出予定額については、既に地方公共団体の支出の原因となる行為の履行が完了し、支出額が確定しているものとなっているか、公営企業債等繰入見込額については、一般会計等負担額が正確に計上されているか、設立法人の負債額等負担見込額については、損失補償債務の算入率が財務状況に応じ適正に選択されているか、また、都市計画税等充当可能特定歳入が正確に計上されているかを主眼として実施した。

	4,222,641,938 千円		2,687,909,107 千円
	(将来負担額)	-	(充当可能財源等)
(将来負担比率) 245.7% =	-----		
	(標準財政規模)	-	(元利償還金・準元利償還金に係る標準財政需要額算入額)
	742,722,152 千円		118,182,180 千円

将来負担額は、一般会計等の地方債の現在高 3,102,203,463 千円に、債務負担行為に基づく支出予定額 34,978,510 千円、公営企業債等繰入見込額 700,359,889 千円、退職手当負担見込額 255,832,928 千円を加え、さらに、本市の設立した法人の負債額等負担見込額 129,267,148 千円（地方道路公社 26,104,125 千円、第三セクター等 103,163,023 千円）を加えたものであり、4,222,641,938 千円となる。

(将来負担額)

(単位：千円)

項目	平成20年度	平成19年度	差引増減
地方債の現在高	3,102,203,463	3,122,960,075	20,756,612
債務負担行為に基づく支出予定額	34,978,510	47,548,678	12,570,168
公営企業債等繰入見込額	700,359,889	724,629,980	24,270,091
組合等負担等見込額	0	0	0
退職手当負担見込額	255,832,928	264,956,082	9,123,154
設立法人の負債額等負担見込額	129,267,148	140,532,381	11,265,233
地方道路公社	26,104,125	30,095,660	3,991,535
土地開発公社	0	3,861,815	3,861,815
第三セクター等	103,163,023	106,574,906	3,411,883
地方独立行政法人	0	0	0
連結実質赤字額	0	0	0
組合等連結実質赤字額負担見込額	0	0	0
合計(将来負担額)	4,222,641,938	4,300,627,196	77,985,258

なお、将来負担額のうち、第三セクター等の負債額等負担見込額 103,163,023 千円は、第三セクター等の 99,574,496 千円と公的信用保証の 3,588,527 千円からなり、それらの内訳は次表のとおりとなる。

(第三セクター等の負債額等負担見込額内訳)

(単位：千円)

項目	平成20年度		平成19年度		差引増減
	損失補償付債務	算入率(%)	負債額等負担見込額		
第三セクター等					
財団法人大阪市教育振興公社	1,215,369	100	1,215,369	1,215,369	0
株式会社湊町開発センター	6,141,667	100	6,141,667	6,387,333	245,666
アシア太平洋ホールディングス株式会社	31,266,578	100	31,266,578	32,920,111	1,653,533
大阪市街地開発株式会社	6,752,997	10	675,300	708,280	32,980
クリスタ長堀株式会社	9,553,600	100	9,553,600	9,735,200	181,600
株式会社大阪ワールドホールディングス	49,422,740	100	49,422,740	50,915,175	1,492,435
財団法人大阪港埠頭公社	12,992,420	10	1,299,242	1,364,402	65,160
計	117,345,371		99,574,496	103,245,870	3,671,374
公的信用保証					
大阪市信用保証協会			3,588,527	3,302,354	286,173
制度融資等					
ベンチャー企業創出支援融資			0	26,682	26,682
都市再開発融資			0	0	0
合計			103,163,023	106,574,906	3,411,883

第三セクター等の算入率とは、平成 20 年度財務諸表（経常損益、資産超過、債務超過状況）及び外形事象（元利支払、追加支援、法的整理状況）の評価による債務区分に応じた損失補償付債務額の一般会計等負担見込額への算入割合である。

債務区分及び算入率については、「A 評価：正常償還見込債務（10%以上）」、「B 評価：地方団体要関与債務（30%以上）」、「C 評価：地方団体要支援債務（50%以上）」、「D 評価：地方団体実質管理債務（70%以上）」、「E 評価：地方団体実質負担債務（90%以上）」とされている。

大阪市街地開発株式会社及び財団法人大阪港埠頭公社については、A 評価とし 10%が算入されている。

財団法人大阪市教育振興公社についてはD評価であるが、学校校舎建設の損失補償付債務は本市による買取りが前提であることから、全額が算入されている。

株式会社湊町開発センター、アジア太平洋トレードセンター株式会社及びクリスタ長堀株式会社については、特定調停が成立していることから、また、株式会社大阪ワールドトレードセンタービルディングについては、会社更生法に基づく更生手続きが開始されていることから、外形事象においてすべてE評価であるが、本市においては全額が算入されている。

公的信用保証とは、本市の制度融資において代位弁済によって受ける大阪市信用保証協会の損失の一部に対する補助の負担見込額である。

充当可能財源等は、充当可能基金 431,943,756 千円（公債償還基金 300,575,456 千円、運用基金 9,371,715 千円、特定目的基金 121,996,585 千円）に充当可能特定歳入 901,478,320 千円（都市計画税 603,006,529 千円、地方債を財源とする貸付金の償還金 31,942,508 千円、住宅使用料 262,800,963 千円等）及び元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入見込額 1,354,487,031 千円を加えたもので、2,687,909,107 千円となる。

（充当可能財源等）

（単位：千円）

項目	平成 20 年度	平成 19 年度	差引増 減
充当可能基金	431,943,756	392,823,775	39,119,981
充当可能特定歳入	901,478,320	885,050,935	16,427,385
基準財政需要額算入見込額	1,354,487,031	1,365,286,568	10,799,537
計（充当可能財源等）	2,687,909,107	2,643,161,278	44,747,829

（将来負担比率）

項目	平成 20 年度	平成 19 年度	差引増 減
将来負担比率	245.7%	263.8%	18.1

3 資金不足比率の分析等

資金不足比率とは、公営企業会計ごとに算定した資金の不足額のそれぞれの事業規模に対する比率である。

資金不足比率は、次の算式により算定されている。

$$\text{（資金不足比率）} = \frac{\text{（資金の不足額）}}{\text{（事業の規模）}}$$

資金の不足額

法適用企業 (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

法非適用企業 (繰上充用額 + 支払繰延額・事業繰越額 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高) - 解消可能資金不足額

(注) 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

事業の規模

法適用企業 営業収益の額 - 受託工事収益の額

法非適用企業 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

公営企業会計において、資金不足額が発生しているのは、自動車運送事業会計、市民病院事業会計及び中央卸売市場事業会計の3会計であり、そのうち中央卸売市場事業会計は資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)を上回っている。

審査にあたっては、資金不足・剰余額及び事業の規模の額が正確に計上されているかを主眼として実施した。

各公営企業会計の状況は次のとおりである。

(単位：千円)

項 目		平成 20 年度	平成 19 年度	差引増 減		
法 適 用 企 業	自動車運送事業会計	資金不足額	1,102,976	5,730,556	4,627,580	
		事業の規模	18,311,980	19,188,414	876,434	
		資金不足比率	6.0%	29.8%	23.8%	
	高速鉄道事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	155,684,024	156,724,151	1,040,127	
		資金不足比率	-	-	-	
	水道事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	67,618,746	69,166,478	1,547,732	
		資金不足比率	-	-	-	
	工業用水道事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	1,880,288	2,012,134	131,846	
		資金不足比率	-	-	-	
	市民病院事業会計	資金不足額	2,865,358	12,337,127	9,471,769	
		事業の規模	32,330,421	31,487,724	842,697	
		資金不足比率	8.8%	39.1%	30.3%	
	中央卸売市場事業会計	資金不足額	12,658,410	12,565,609	92,801	
		事業の規模	6,367,441	6,475,886	108,445	
		資金不足比率	198.7%	194.0%	4.7%	
	下水道事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	44,386,773	45,767,771	1,380,998	
		資金不足比率	-	-	-	
宅地 造成	港営事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	15,395,110	20,491,175	5,096,065	
		資金不足比率	-	-	-	
法 非 適 用 企 業	食肉市場事業会計	資金不足額	-	-	-	
		事業の規模	890,673	946,063	55,390	
		資金不足比率	-	-	-	
	宅地 造成	市街地再開発事業会計	資金不足額	-	-	-
			事業の規模	1,314,898	2,068,666	753,768
			資金不足比率	-	-	-

(注) 資金不足比率の算定においては、資金不足額を正の値として算定する。